

別表六(十)

「16」、「22」又は「27」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

事業年度	・	・	法人名	
------	---	---	-----	--

別表六(十)

平二十八・四・一以後終了事業年度分

御注意

2 1 資本金の額又は出資金の額が三千万円を超える中小企業者等が取得又は製作した特定機械装置等（特定生産性向上設備等に該当するものを除きます。）については、この制度の適用がありませんので、御注意ください（裏面の「中小企業者の判定」欄に記載して判定してください。）。

措法第42条の6第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	1	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
事業種目	2	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等	特定生産性向上設備等
種別	3	「22」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（特定生産性向上設備等の場合）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第4項」 ② 「区分番号」欄：「00492」 ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額				
機械装置等の名称	4					
取得年月日	5					
指定事業の用に供した年月日	6					
取得価額又は製作価額	7	円	円	円	円	円
「16」欄 中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除（特定生産性向上設備等以外のものの場合）を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の6第3項」 ② 「区分番号」欄：「00043」 ③ 「適用額」欄：「16」欄の金額						
当期中間	特定生産性向上設備等以外のもの	税額控除限度額 (10) × $\frac{7}{100}$	11	期分	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑧」)	21
		調整前法人税額 (別表一(一)「2」、別表一(二)「2」、別表一(三)「2」又は別表一(三)「2」若しくは「13」)	12		当期税額控除額 (20) - (21)	22
		当期税額基準額 (12) × $\frac{20}{100}$	13	前期繰越	差引当期税額基準額残額 (13) - (14) - (20)	23
		当期税額控除可能額 (11) と (13) のうち少ない金額	14		繰越税額控除限度超過額 (29) の計	24
		調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑦」)	15		同上のうち当期繰越税額控除可能額 (23) と (24) のうち少ない金額	25
		当期税額控除額 (14) - (15)	16	繰越分	調整前法人税額超過構成額 (別表六(二十三)「7の⑥」)	26
	特定生産性向上設備等	取得価額の合計額 (9) のうち特定生産性向上設備等に係る額の合計額	17		当期繰越税額控除額 (25) - (26)	27
		税額控除限度額 (17) × $\frac{7}{100}$ 又は $\frac{10}{100}$	18		法人税額の特別控除額 (16) + (22) + (27)	28
		当期税額基準額残額 (13) - (14)	19			
翌期繰越税額控除限度超過額の計算						
事業年度又は連結事業年度	前当期	前期繰越額又は除限度額	当期控除可能額	翌期繰越額 (29) - (30)		
平	・	・	①			
平	・	・	②			
平	・	・				
計						
当期分	生産性以外	(17)	(19)	外		
	生産性	(18)	(20)	外		
当期分計						
合計						
機械装置等の概要						